



# 熊本県公報

第 1 2 1 2 6 号

平成 24 年 7 月 3 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興業の指定…………… (くらしの安全推進課) 2
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… ( " ) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止…………… ( " ) 6
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 6
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 6
- 土地改良区の定款変更…………… (農村計画課) 7
- 県営土地改良事業計画の変更…………… ( " ) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… ( " ) 7
- 熊本県災害派遣福祉支援チーム検討委員会の開催…………… (熊本県災害派遣福祉支援チーム検討委員会) 8
- 平成24年度第2回熊本県公立大学法人評価委員会の開催…………… (熊本県公立大学法人評価委員会) 8
- 平成24年度第2回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 9

### 告 示

#### 熊本県告示第 8 7 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次回の施術者から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 4 年 7 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	廃止年月日
みゆき治療院	村上 美津枝	玉名市岩崎 1 0 4 5 番地	平成 2 4 年 5 月 2 8 日

**熊本県告示第871号**

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成24年6月25日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	痴漢電車 グッジョリ濡らして（新東宝） 艶剣客 くの一媚薬責め（新東宝） 痴漢電車 とろける夢タッチ（オーピー） （秘）バイブ責め 糸を引く恥悦（新東宝） 人妻旅行 じっとり乱れ貝（オーピー） エロホスト 人妻・レズ・3P（新東宝） レズ夫人 狂った下半身（新東宝） 美女妻クラブ 秘密の癒し（オーピー） 痴漢体験 くわえる股ぐら（新東宝） 女子大生の揺れ乳 揉んでいかせる（新東宝） 淫行病棟 乱れ泣く白衣（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第872号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により八代市及び八代郡氷川町における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成24年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 集合検査

検査区域	検 査 日	検査受付時間	検 査 場 所	対象となる特定計量器
氷川町	平成24年 8月20日	午前10時から午 前11時30分ま で	氷川町役場	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
氷川町	平成24年 8月20日	午後1時から午後 3時まで	氷川町公民館	
八代市	平成24年 8月21日	午前10時から午 後3時まで	J A やつしろ北 新地支所	
八代市	平成24年 8月22日	午前10時から午 後3時まで	J A やつしろ鏡 支所	
八代市	平成24年 8月23日	午前10時から午 後3時まで	八代市鏡支所	
八代市	平成24年 8月24日	午前10時から午 後3時まで	八代市東陽支所	
八代市	平成24年 8月27日	午前11時から午 後3時まで	振興センター五 家荘	
八代市	平成24年 8月28日	午前10時から午 後3時まで	八代市泉支所	
八代市	平成24年 8月29日	午前10時から午 後3時まで	ふれあいセンタ ーいずみ	
八代市	平成24年 8月30日	午前10時から午 後3時まで	千丁公民館	
八代市	平成24年 8月31日	午前10時から正 午まで	高田公民館	

八代市	平成24年 8月31日	午後1時30分か ら午後3時まで	宮地公民館
八代市	平成24年 9月3日	午前10時から正 午まで	郡築公民館
八代市	平成24年 9月3日	午後1時30分か ら午後3時まで	金剛公民館
八代市	平成24年 9月4日	午前10時から正 午まで	八千把公民館
八代市	平成24年 9月4日	午後1時30分か ら午後3時まで	松高公民館
八代市	平成24年 9月5日	午前10時から正 午まで	植柳公民館
八代市	平成24年 9月5日	午後1時30分か ら午後3時まで	麦島公民館
八代市	平成24年 9月6日	午前10時から正 午まで	坂本公民館
八代市	平成24年 9月6日	午後1時30分か ら午後3時まで	太田郷公民館
八代市	平成24年 9月7日	午前10時から午 後3時まで	八代公民館
八代市	平成24年 9月10日	午前10時から午 後3時まで	八代市役所配車 室前
八代市	平成24年 9月11日	午前10時から午 後3時まで	八代市役所配車 室前
八代市	平成24年 9月12日	午前10時から午 後3時まで	八代市南部市民 センター

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成24年8月27日から 平成24年9月27日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるものにあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第873号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護福祉施設サービス）

事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム 白梅の杜 水俣市古賀町二丁目5番32号	平成24年6月1日

## 熊本県告示第874号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年7月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

## (訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ソレイユ 菊池郡菊陽町大字原水1157番地3	株式会社エヌ・ティシステムズ 菊池郡菊陽町大字原水1157番地3	平成24年6月1日

## (通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス 撫子 八代市水島町2104番地4	株式会社万葉福祉会 八代市水島町2104番地4	平成24年6月18日
デイサービスセンターゆるりの家・水俣 水俣市浜松町3番17号	社会福祉法人グリーンコープ福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	平成24年4月1日
ライフケア六田デイサービスセンター 玉名市中751番地4	有限会社ライフケア 玉名市滑石2305番地1	平成24年5月1日

## (短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
白梅の杜短期入所生活介護事業所 水俣市古賀町二丁目5番32号	社会福祉法人白梅福祉会 水俣市浜4089番地2	平成24年6月1日

## (福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社サークルケア 玉名市滑石839番地1	株式会社サークルケア 玉名市滑石839番地1	平成24年6月1日
愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	株式会社愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	平成24年6月1日

## (認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム菜の花苓北 天草郡苓北町志岐151番地1	有限会社いずみ 天草市本渡町本渡2636番地	平成24年6月6日

## (介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ソレイユ 菊池郡菊陽町大字原水1157番地3	株式会社エヌ・ティシステムズ 菊池郡菊陽町大字原水1157番地3	平成24年6月1日

番地 3		
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス 撫子 八代市水島町2104番地4	株式会社万葉福社会 八代市水島町2104番地4	平成24年6月18日
デイサービスセンターゆるりの家・水俣 水俣市浜松町3番17号	社会福祉法人グリーンコープ 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	平成24年4月1日
ライフケア六田デイサービスセンター 玉名市中751番地4	有限会社ライフケア 玉名市滑石2305番地1	平成24年5月1日
(介護予防短期入所生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
白梅の杜短期入所生活介護事業所 水俣市古賀町二丁目5番32号	社会福祉法人白梅福社会 水俣市浜4089番地2	平成24年6月1日
(介護予防福祉用具貸与)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社サークルケア 玉名市滑石839番地1	株式会社サークルケア 玉名市滑石839番地1	平成24年6月1日
愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	株式会社愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	平成24年6月1日
(介護予防認知症対応型共同生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム菜の花苓北 天草郡苓北町志岐151番地1	有限会社いずみ 天草市本渡町本渡2636番地	平成24年6月6日
(特定福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社サークルケア 玉名市滑石839番地1	株式会社サークルケア 玉名市滑石839番地1	平成24年6月1日
愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	株式会社愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	平成24年6月1日
(特定介護予防福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社サークルケア 玉名市滑石839番地1	株式会社サークルケア 玉名市滑石839番地1	平成24年6月1日
愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	株式会社愛夢 菊池郡菊陽町大字津久礼173番地12	平成24年6月1日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
かすみ居宅介護支援センター 合志市幾久富1909番地14 57	株式会社絆 合志市幾久富1909番地14 57	平成24年5月2 2日

熊本県告示第875号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年7月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービス朝日 八代市二見本町718番地2	株式会社万葉福祉会 八代市水島町2104番地4	平成24年6月1 6日
デイサービスセンター「グリーン ンコープゆるりの家・水俣」 水俣市浜松町3番17号	グリーンコープ生活協同組合く まもと 熊本市西区新土河原二丁目1番 1号	平成24年3月3 1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービス朝日 八代市二見本町718番地2	株式会社万葉福祉会 八代市水島町2104番地4	平成24年6月1 6日
デイサービスセンター「グリーン ンコープゆるりの家・水俣」 水俣市浜松町3番17号	グリーンコープ生活協同組合く まもと 熊本市西区新土河原二丁目1番 1号	平成24年3月3 1日

熊本県告示第876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年7月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇土 線	宇土市善道寺町字綾織 70番4地先から 同所 76番1地先まで	54.7	道路法第 24条工 事

2 供用を開始する期日 平成24年7月5日

熊本県告示第877号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字大迫1881番、1882番、1891番、1896番から1899番まで、1901番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大迫1882番・1898番・1901番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第380号

球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区理事長尾崎雅夫から平成24年5月21日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年6月22日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成24年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営南尾迫地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。  
この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成24年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営南尾迫地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年7月4日から平成24年8月1日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

熊本県公告第382号

上益城郡山都町に事務所を置く通瀬地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。  
平成24年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	本田 陽一	上益城郡山都町城原224
理事	後藤 勝喜	上益城郡山都町犬飼402
理事	甲斐 長雄	上益城郡山都町畑655
理事	草野 幸嗣	上益城郡山都町長原853
理事	下田 富貴男	上益城郡山都町田吉864-1
理事	坂本 信治	上益城郡山都町新小1283
理事	山下 繁蔵	上益城郡山都町新小2118
理事	赤澤 法晴	上益城郡山都町白藤804

理事	増本 正	上益城郡山都町牧野 1 8 4 6 - 1
監事	中村 俊覚	上益城郡山都町長原 1 5 4
監事	木原 敦	上益城郡山都町新小 5 3 3
監事	渡辺 康男	上益城郡山都町白藤 3 5
就任		
理事	甲斐 長雄	上益城郡山都町畑 6 5 5
理事	井手 久	上益城郡山都町城原 2 1 6
理事	後藤 清己	上益城郡山都町田吉 8 2 6
理事	草野 富男	上益城郡山都町長原 8 6 7
理事	下田 房夫	上益城郡山都町犬飼 3 8 4
理事	木原 敦	上益城郡山都町新小 5 3 3
理事	山下 奉文	上益城郡山都町新小 1 9 4 7
理事	赤澤 法晴	上益城郡山都町白藤 8 0 4
理事	原田 政夫	上益城郡山都町牧野 1 9 2 6 - 3
監事	中村 俊覚	上益城郡山都町長原 1 5 4
監事	松本 茂	上益城郡山都町犬飼 3 6 6
監事	渡辺 康男	上益城郡山都町白藤 3 5

**登載依頼**

**熊本県災害派遣福祉支援チーム検討委員会公告第1号**

熊本県災害派遣福祉支援チーム検討委員会の会議を次のとおり開催する。  
平成24年7月3日

熊本県災害派遣福祉支援チーム検討委員会

- 開催日時  
平成24年7月9日（月）  
午後1時00分から午後3時30分まで
- 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館3階 聴聞室
- 議題  
熊本県災害派遣福祉支援チームについて
- 傍聴者の定員  
10人
- 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県災害派遣福祉支援チーム検討委員会事務局  
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課) (電話096-333-2192)

**熊本県公立大学法人評価委員会公告第2号**

平成24年度第2回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。  
平成24年7月3日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 開催日時  
平成24年7月11日（水）  
午前9時から（3時間程度）
- 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階 審議会室
- 議題  
・平成23年度財務諸表承認について  
・中期目標期間満了に伴う積立金の処分について  
・平成23年度業務実績に係るヒアリング  
・第1期中期目標期間業務実績に係るヒアリング 等
- 傍聴者の定員  
10人



- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
  - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部文書私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

**熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第2号**

平成24年度第2回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成24年7月3日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会  
委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時  
平成24年7月18日（水）  
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館 2階201会議室
- 3 議題  
平成24年6月分の感染症発生動向調査の解析・検討について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - (3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）  
（電話096-333-2240）